

相続税・事業承継サービスのご案内



八田総合会計事務所

2014年11月

◆はじめに

平成27年1月1日以降、相続税については実質的な増税になります。従来相続税を支払う必要がなかった階層の方が思わぬ税金（相続税）を支払わなければならない可能性があります。

1. 基礎控除の引き下げ（遺産総額より控除できる金額）増税

(改正前) 5000万円 + (1000万円 × 法定相続人数) → (改正前) 3000万円 + (600万円 × 法定相続人数)

2. 相続税・贈与税の税率変更 増税

【相続税率】

各法定相続人の取得金額	改正前	改正後
～1000万円以下	10%	10%
1000万円超～3000万円以下	15%	15%
3000万円超～5000万円以下	20%	20%
5000万円超～1億円以下	30%	30%
1億円超～2億円以下	40%	40%
2億円超～3億円以下		45%
3億円超～6億円以下	50%	50%
6億円超		55%

【贈与税率】

各法定相続人の取得金額	改正前	一般	特例
～200万円以下	10%	10%	10%
200万円超～300万円以下	15%	15%	15%
300万円超～400万円以下	20%	20%	
400万円超～600万円以下	30%	30%	20%
600万円超～1000万円以下	40%	40%	30%
1000万円超～1500万円以下	50%	45%	40%
1500万円超～3000万円以下		50%	45%
3000万円超～4500万円以下		55%	50%
4500万円以下超		55%	55%

20歳以上の者に対する父母や祖父母（直径尊属）からの贈与については特例税率が適用されます。



◆はじめに（続）

3. 税額控除（税金から直接控除）の金額が変わります **減税**

- 未成年者控除 : 6万円→10万円（20歳までの1年につき）
- 障害者控除 : 6万円→10万円（85歳までの1年につき）

4. 小規模宅地の特例の拡充 **減税**

- 居住用の宅地等（特定居住用宅地等）の限度面積拡大
限度面積240㎡→330㎡（減額割合80%：相続財産の価値↓）
- 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積拡大
居住用240㎡×3/5 or 事業用400㎡（上限400㎡）→居住用330㎡+事業用400㎡=上限730㎡

5. 相続時精算課税の適用対象者範囲の拡大 **減税**

- 贈与者：65歳以上 → 60歳以上
- 受贈者：20歳以上+推定相続人 → 推定相続人+孫

6. 事業承継税制の適用要件緩和 **減税**

- 非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例（事業承継税制）の適用要件の緩和や手続きの簡素化などが行われます

基礎控除・税率変更になる一方で、一部納税者有利になる変更もありますのでうまく利用しましょう!!



◆相続に関する3つのポイント

スムーズな相続を成功させる3つのポイント

1. 遺産分割対策

富裕層と比較して一般家庭では財産が限られているだけに、相続人間の不公平感が強くなると言われています。そのため、①被相続人が意思を明確にしておく ②相続人間で極端な差をつけない（公平性）が大事になってきます。

2. 相続税対策

遺産相続発生後遺族はたくさんの手続きを処理する必要がありますが、なかでも相続税の申告・納付は相続発生後10ヶ月以内に行わなければならない、その間相続人の確定や遺産分割協議を行って申告書を作成する必要があります。そのため、①相続金額及び相続するか否かの見極め ②相続税発生の場合の納税資金の準備が大事になってきます。

3. 生前対策（最も重要!!） → 生前対策次第で最終的に支払う税金の金額は大きく変わります

遺族が遺産相続をスムーズに進められるかどうかは、実は相続が発生してからでは「時すでに遅し」というケースが少なくありません。そのため、遺産分割の面でも、節税の面からも被相続人が生きているうちに、残された家族のことを考えて準備しておくことが、最大の相続対策になります。

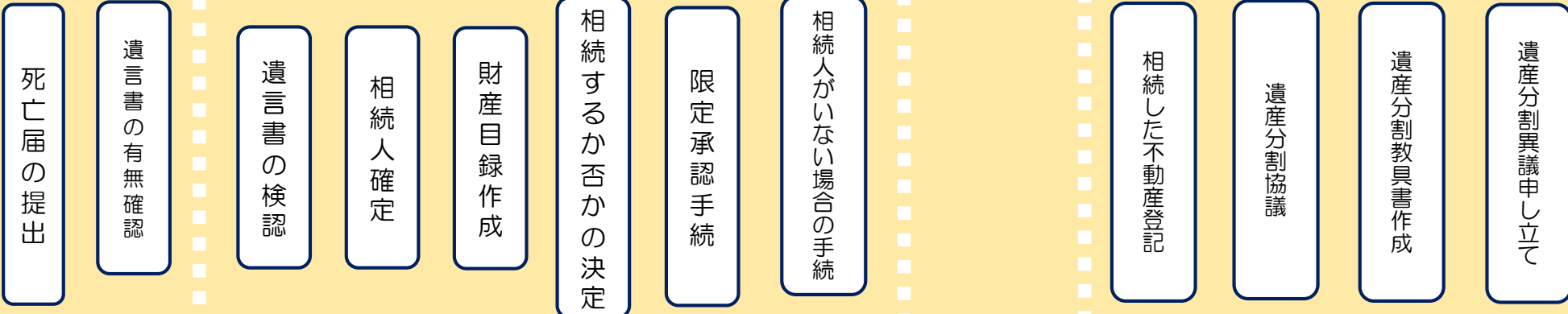
当事務所では3.生前対策を重視し、お客様の将来の相続対策を一緒に検討させていただきます。なお、特に事業会社）を行っている方については、スムーズな事業承継（次世代へのバトンタッチ）も含めてトータルに検討させていただきます。

◆全体的なスケジュール（7日・3ヶ月・4ヶ月・10ヶ月）

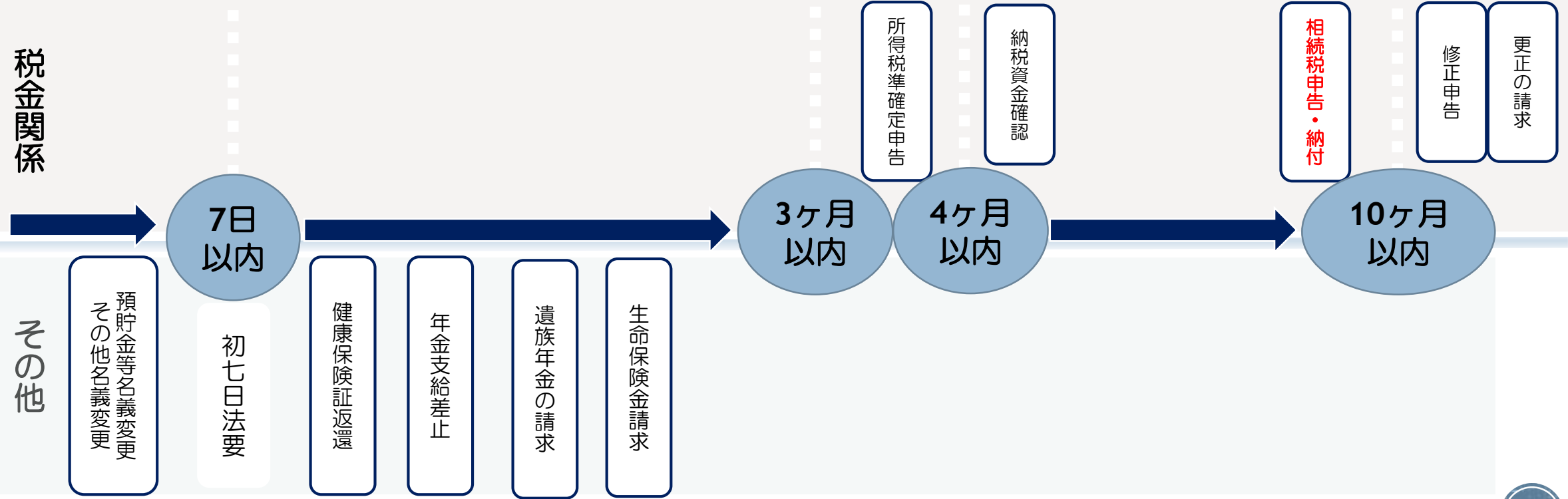
被相続人の死亡

相続開始

各種手続



税金関係



◆相続税に関する弊所のサービス

相続税でお悩みの方はまず下記をご確認ください。

1. 相続人の数
2. 相続財産の内容及び概算金額
 - ・ 預貯金、公社債、上場有価証券、ゴルフ会員権等
 - ・ 土地、建物、自動車等の固定資産
 - ・ 生命保険（被保険者、保険料支払者、受取人の確認）
 - ・ 生前贈与の内容
 - ・ 貸付金等の債権、借入金や未納付税金等の債務（金融機関及びその他借入）
 - ・ 事業を営んでいる場合には当該事業の財政状態及び所有割合（持株割合）

【サービス内容】

(1) 上記をもとに大まかにどの程度相続税がかかるか試算させていただきます（3日以内）

(2) 遺産総額及び試算した相続税をもとに、弊所とご契約頂ける場合には、

① 被相続人の方がご健在の場合には生前対策（スキーム検討）を含めた相続開始前から申告書作成までフルサポートさせていただきます。特に、被相続人の方が事業を営んでいる場合には生前対策は重要になります。

② 被相続人が既に他界されている場合は、弊所が最大限の節税スキームをご提案させて頂き、相続税申告に関する一切の手続きをサポートさせていただきます。



◆料金体系

サービス	内容	金額	詳細
相続税試算	速算	10,000円	ヒアリングでのデータに基づき試算致します（3日営業日以内にお知らせ致します）
	詳細調査	50,000円～	実際に相続財産の状況を確認して試算致します（但し、相続財産が多額である場合、地理的に遠い場合、事業を営んでおられる場合には1日50,000円×日数：事前にご了承得て作業させていただきます）
スキーム検討 （生前対策） 重要!!	ヒアリングベース	50,000円	ヒアリングさせて頂いた内容に基づき、全体的なスキームをご提案させて頂き、簡易的な提案書を作成致します。
	詳細調査	100,000円～	ヒアリングだけではなく、さらに詳細な調査（例：事業を営んでおられる場合の会社決算の内容確認や土地・建物の簡易的な相続税評価額調査）に基づいた提案書を作成致します。
相続税申告	申告書作成	手付金200,000 ～300,000円 + 遺産総額×0.5%	スキーム検討サービスをご利用頂きましたお客様は手付金を25%～50%割引させていただきます。 （遺産総額：基礎控除及び債務控除前相続資産の金額）

*相続財産のうち、土地の売却について弊所提携不動産会社をご利用頂いた場合には申告書作成料の割引特典あり



◆弊所をご利用頂くメリット

- 税理士ネットワークを利用することによりどのような地域でも対応可能です
- 相続税計算は税理士により金額がまちまちですが、我々は最低2名の税理士関与により申告書を作成致します（遺産金額に応じて3名以上の税理士をアサイン致します）
- 事前の税務署との折衝により後の税務調査リスクを最大限低減致します
- 必要に応じて、税理士だけではなく相続に係る税金以外の専門分野については提携弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士等と連携して作業を進めさせて頂きます（他の専門家の利用には料金が発生する可能性があります）
- 土地等の売却の仲介については安心できる提携不動産会社を御紹介させて頂きます

◆事務所案内及び代表者略歴

八田総合会計事務所

代表：八田 和信（公認会計士・税理士）

住所：西宮市青木町6番22号 自宅：大阪市此花区

Tel：0798-73-2270 Mail: khatta@kh-cpatax.com

MP：080-5328-8405

HP：<http://kh-cpatax.com>

（経歴）

1975年生 39歳（家族構成：妻、長女、次女、長男）

現新日本有限責任監査法人国際部入所（退所）

東証1部その他製造業 連結決算室マネージャー（180社子会社）

同社英国子会社出向（海外事業部財務管理部長、子会社3社役員兼務）

八田総合会計事務所設立

御気軽にお電話もしくはメールにて
ご連絡ください ☺

初回相談料無料

